

通学形態変更届

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。

なお、確認書で確認し、誓約・同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、確認書並びに誓約書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号										学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日		
5	2	0	0									生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)	
6			0						(注)		フリガナ			
大学										年次	氏名 (自署)	印		
短期大学					学部		学科(科)							
学校					課程		研究科							

(注)第一種奨学金の貸与を受けている場合は記入してください。(貸与月額が0円の場合を含む。)

※在籍報告で通学形態の変更を届出(入力)している場合は、在籍報告での報告内容に基づき自動的に給付月額および第一種奨学金貸与月額が変更されるため、本様式の提出は不要です。

※通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

機構使用欄 (変更始期)	年			月	
	2	0			

■ 通学形態変更

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。

・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。

選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願い出てください。

変更内容 <input checked="" type="checkbox"/> (該当するいずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 自宅通学から自宅外通学へ	→ 自宅通学から自宅外通学へ(入居日から提出日まで3か月未満)→入居日の属する月が変更始期
	<input type="checkbox"/> 自宅外通学から自宅通学へ	→ 自宅通学から自宅外通学へ(入居日から提出日まで3か月以上)→提出日の属する月が変更始期
	<input type="checkbox"/> 自宅外通学から自宅通学へ	→ 入居日の翌月(月の初日の場合はその月)が変更始期
本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所)	入居日	西暦 年 月 日 入居

■ 自宅通学から自宅外通学の場合 (自宅外通学から自宅通学に変更する場合は記入不要)

・自宅外通学の証明書類の添付が必要です。下記「●提出書類」のいずれかを本様式にホチキス留めて提出してください。※提出された書類は返却しません。
・今回の自宅外通学審査にのみ使用します。生計維持者の変更等は4月の在籍報告時にあらためてスカラネット・パーソナルから報告してください。

生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏名:	〒		
生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏名:	〒		
主に通学しているキャンパスの住所				
自宅外要件 <input checked="" type="checkbox"/> ※裏面参照	<input type="checkbox"/> 実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上	<input type="checkbox"/> 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上	<input type="checkbox"/> 実家から大学等までの通学費が月1万円以上	<input type="checkbox"/> 通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
	<input type="checkbox"/> その他やむを得ない特別な事情 (詳細: (必須))			

●提出書類

アパート等の賃貸借契約をしている場合	提出書類	該当のものに <input checked="" type="checkbox"/>	学生寮に入っている場合	提出書類	該当のものに <input checked="" type="checkbox"/>
① 奨学生本人名義で賃貸借契約を行っている場合	・奨学生本人に係るアパート等の「賃貸借契約書」のコピー(契約日、入居日、契約期間、契約内容等が分かり、本人の居住が明確に判別できるもの)	<input type="checkbox"/>	① 学校から寮生活を義務付けられている場合	・学校が承認した「入寮許可証」のコピー(寮費が発生していることが分かるもの) + ・入寮が義務付けられていることが確認できるもの	<input type="checkbox"/>
② 奨学生本人以外名義で賃貸借契約を行っている場合	a. 賃貸借契約書に入居者欄があり、本人が居住していることが分かる場合	<input type="checkbox"/>	② 学校から寮生活を義務付けられていない場合	・学校が承認した「入寮許可証」のコピー(寮費が発生していることが分かるもの)	<input type="checkbox"/>
	b. 賃貸借契約書に入居者欄がなく、本人が居住していることが不明な場合	・「賃貸借契約書」のコピー(契約日、入居日、契約期間、契約内容等が分かるもの) + ・「本人の居住証明書」(コピー可) …「本人の居住証明書」は貸主や契約業者に作成を依頼してください。 ※「本人の居住証明書」の提出が困難な場合は、「本人氏名が記載された入居申込書」のコピー等と「賃貸借契約書」のコピー			

●学校記入欄 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	
誓約書機構提出 (給付奨学金)	<input type="checkbox"/> 提出済
返還誓約書機構提出 (第一種奨学金)	<input type="checkbox"/> 提出済

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

関係課長(※)

職印

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

学校番号	区分	電話番号(担当者名)
		- - ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

★自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れて(生計維持者の単身赴任等は含まない。)家賃を支払って生活していることをいい、その事実確認のために自宅外通学の証明書類の提出が必要です。

また、事実確認ができたうえで、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下(目安)
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合

※社会的養護を必要とする人が児童養護施設等や里親等のもとを離れ通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」(証明書類の提出は必要)、児童養護施設等や里親等のもとから通学する場合は「自宅通学」となります。

2020年度からの給付奨学金(新制度)の給付月額一覧表

世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

◆大学・短期大学・専修学校(専門課程)

		第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	29,200 (33,300)	19,500 (22,200)	9,800 (11,100)
	自宅外	66,700	44,500	22,300
私立	自宅	38,300 (42,500)	25,600 (28,400)	12,800 (14,200)
	自宅外	75,800	50,600	25,300

◆高等専門学校

		第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	17,500 (25,800)	11,700 (17,200)	5,900 (8,600)
	自宅外	34,200	22,800	11,400
私立	自宅	26,700 (35,000)	17,800 (23,400)	8,900 (11,700)
	自宅外	43,300	28,900	14,500

2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合の第一種奨学金貸与月額一覧表

2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合、

併給調整として第一種奨学金の貸与月額の上限額が制限されます。併給調整後の貸与月額は、昼間部と夜間部で次のとおり異なります。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は平成30年度以降入学者が選択できる月額であり、

平成29年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

大学		昼間部			夜間部		
		第I区分	第II区分	第III区分	第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

短期大学		昼間部			夜間部		
		第I区分	第II区分	第III区分	第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

高等専門学校 (4・5年生)		第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※ 高等専門学校本科1～3年生については、給付奨学金(新制度)の対象外のため、【調整後の貸与月額】は適用されません。

専修学校 (専門課程)		昼間部			夜間部		
		第I区分	第II区分	第III区分	第I区分	第II区分	第III区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800